新契約方法について

令和６年11月１日のフリーランス法の施行に伴い、シルバー人材センターの会員が法による保護を受け、安心・安全に就業できる環境を整備する必要があるため、会員に業務委託する契約について、令和８年４月１日より契約方法の見直しを行います。
新たな契約では、お客様とシルバー人材センターで「シルバー人材センター利用契約」を締結いたします。この利用契約の内容を作業するセンター会員が了承することによりお客様とセンター会員は請負関係になります。
また、新たな契約方法に移行することにより料金の一部について消費税の課税関係が変わります。
シルバー人材センターを利用されるお客様におかれましては、契約方法の変更についてご理解ご協力よろしくお願いいたします。
なお、お仕事の依頼や会員が行う業務については今までどおりで変更はありませんのでご安心ください。
詳しくは『契約方法の見直し【お客様用】』、『契約方法の見直し【会員用】』をご覧ください。

契約方法の見直し【会員用】（PDF）
契約方法の見直し【お客様用】（PDF）

会員の皆さまへ

「フリーランス法」の制定を踏まえて
就業機会の提供に関する契約関係を見直します

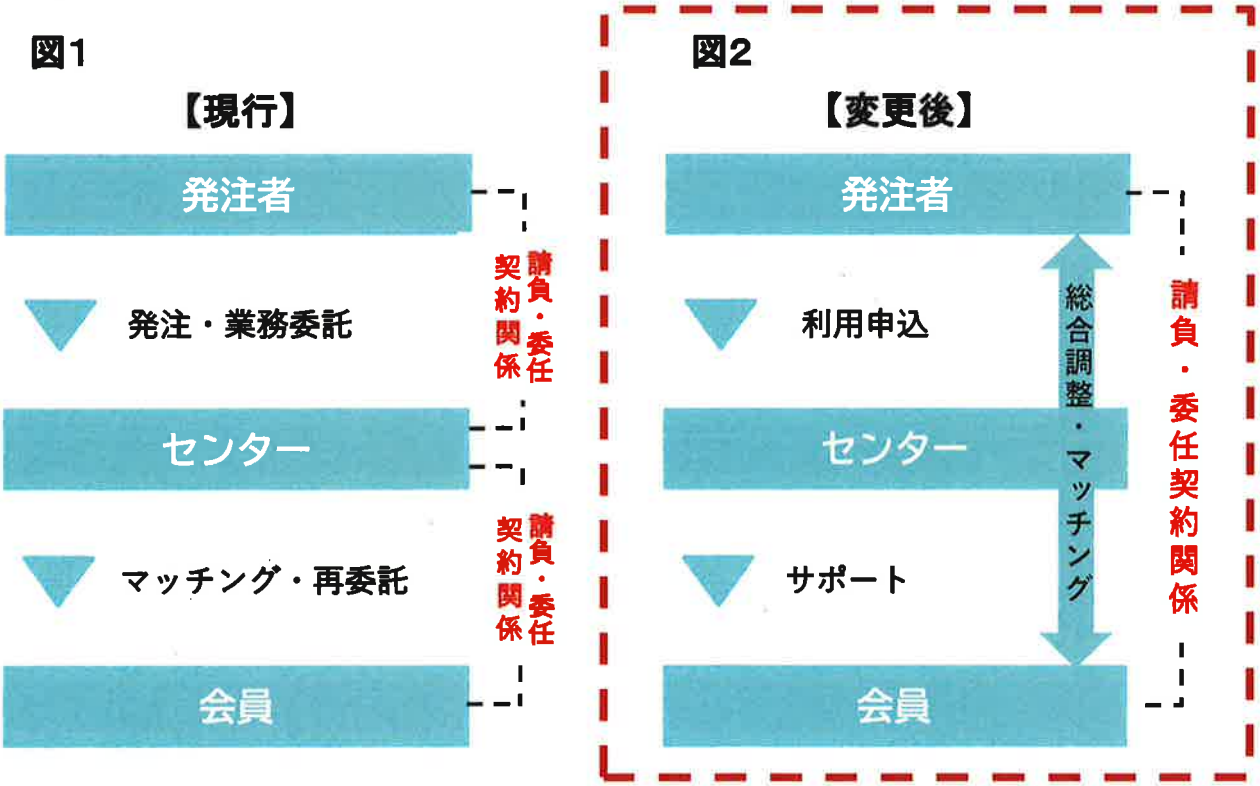
令和5年5月12日に、いわゆる「フリーランス法」（「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」）が公布されました。この法律の趣旨※を踏まえ、また、フリーランス法の施行（令和６年11月）を見据え、シルバー人材センターの会員が請負・委任の形態で就業する契約について、契約方法の見直しを行います。

シルバー人材センターが発注者から受託した仕事を会員に再委託する現行の契約方法は、発注者と会員との間で直接的な契約関係が生じる構造となっていません。

このため、会員の皆さまがフリーランス法による保護を受け、安心・安全に就業できる環境を整備する必要があります。また、厚生労働省からも、シルバー人材センターの契約方法について見直しを行うよう方針が示されています。

皆さまにおかれましては、契約方法見直しへのご理解をお願いします。

■見直しのイメージ



※フリーランス法とは？

個人が事業者（特定受託事業者。いわゆるフリーランス。「シルバーの会員」も該当）として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に業務委託をする事業者（特定業務委託事業者。いわゆる発注者）に対して、給付の内容（いわゆる報酬）その他の事項の明示が義務付けられています。

契約方法の見直しによる現行との変更点

1 会員とセンターの関係

形式的には発注者と会員との間で契約関係が生じることになりますが、実務面では現在と基本的に変わるところはありません。センターは、発注者と会員の間に入って様々な調整を行います。依頼された仕事の履行や会員が安心して働くことができる環境の確保等についても、現在と同じようにセンターが責任をもって対応します。

会員の皆さまには、今までどおり安心して仕事に就いていただき、就業に関して何かお困りのこと等があれば、遠慮なくセンターにご相談ください。

2 業務仕様書への同意

発注者とセンターの間で契約を締結することに変わりはありませんが、今後は原則として、就業を予定する会員に対して、業務の内容や報酬の額などをお示し（口頭説明を含む）します。その上で、当該業務を受けるかどうか判断いただき、同意いただくことになります。同意いただくことで発注者との間に契約関係が成立することになります。

なお、発注者が事業者の場合は、就業前に業務内容や報酬の額などを記載した「会員業務仕様書」を書面または電磁的方法により明示することとなります。

3 デジタル化による対応について

会員への「会員業務仕様書」の明示について、来所による手渡しや郵送等では、時間や事務負担がかかり非効率となります。

そのため、センターでは、「会員業務仕様書」の内容をスマートフォン等で会員が自ら確認できるようなデジタル明示の仕組みを進めています。すでにスマートフォンに慣れ親しんでいる会員におかれましては、出来るだけデジタル明示を可能とするシステム登録をお願いします。（詳しくはセンター職員にお尋ねください）

4 報酬の扱いについて

配分金については、これまでと同様「雑所得」として扱われます。また、所得金額の計算に際して、「家内労働者等の必要経費の特例」が適用され、必要経費として55万円まで認められることについても現行と変わりません。

公益社団法人　全国シルバーシルバー人材センター事業協会
公益社団法人　阿見町シルバー人材センター

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化法）の概要

趣　旨

我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、特定受託事業者に業務委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずる。

概　要

1．対象となる当事者・取引の定義

（1）「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって従業員を使用しないものをいう。

（2）「特定受託業務従事者」とは、特定受託事業者である個人及び特定受託事業者である法人の代表者をいう。

（3）「業務委託」とは、事業者がその事業のために他の事業者に物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供を委託することをいう。

（4）「特定業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者であって、従業員を使用するものをいう。

※「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まない。

2．特定受託事業者に係る取引の適正化

（1）特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額等を書面又は電磁的方法により明示しなければならないものとする。

※ 従業員を使用していない事業者が特定受託事業者に対し業務委託を行うときについても同様とする。

（2）特定受託事業者の給付を受領した日から60日以内の報酬支払期日を設定し、支払わなければならないものとする。（再委託の場合には、発注元から支払いを受ける期日から30日以内）

（3）特定受託事業者との業務委託（政令で定める期間以上のもの）に関し、①～⑤の行為をしてはならないものとし、⑥・⑦の行為によって特定受託事業者の利益を不当に害してはならないものとする。

① 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく受領を拒否すること
② 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく報酬を減額すること
③ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく返品を行うこと
④ 通常相場に比べ著しく低い報酬の額を不当に定めること
⑤ 正当な理由なく自己の指定する物の購入・役務の利用を強制すること
⑥ 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること
⑦ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく内容を変更させ、又はやり直させること

3．特定受託業務従事者の就業環境の整備

（1）広告等により募集情報を提供するときは、虚偽の表示等をしてはならず、正確かつ最新の内容に保たなければならないものとする。

（2）特定受託事業者が育児介護等と両立して業務委託（政令で定める期間以上のもの。以下「継続的業務委託」）に係る業務を行えるよう、申出に応じて必要な配慮をしなければならないものとする。

（3）特定受託業務従事者に対するハラスメント行為に係る相談対応等必要な体制整備等の措置を講じなければならないものとする。

（4）継続的業務委託を中途解除する場合等には、原則として、中途解除日等の３０日前までに特定受託事業者に対し予告しなければならないものとする。

4．違反した場合等の対応

公正取引委員会、中小企業庁長官又は厚生労働大臣は、特定業務委託事業者等に対し、違反行為について助言、指導、報告徴収・立入検査、勧告、公表、命令をすることができるものとする。

※ 命令違反及び検査拒否等に対し、50万円以下の罰金に処する。法人両罰規定あり。

5．国が行う相談対応等の取組

国は、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備に資するよう、相談対応などの必要な体制の整備等の措置を講ずるものとする。

施行期日

公布の日から起算して１年６月を超えない範囲内において政令で定める日